

○道路使用許可等手数料の免除基準の制定について(通達)

(平成 12 年 3 月 21 日岡規第 128 号/岡会第 121 号警察本部長例規)

改正 平成 21 年 3 月岡務第 195 号 令和 5 年 10 月 10 日岡規第 400 号

岡山県警察関係手数料徴収条例(平成 12 年岡山県条例第 72 号)第 6 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定による手数料の免除について、道路使用許可等手数料の免除基準を別表のとおり制定し、平成 12 年 4 月 1 日から施行することとするので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、道路使用許可手数料の免除基準の制定について(通達)(昭和 62 年 7 月 14 日岡規第 353 号、岡会第 399 号例規)は、廃止する。

別表

道路使用許可等手数料の免除基準

免除の対象	免除の条件等
国又は地方公共団体が行政目的のために自ら道路を使用することについて許可を申請する場合又は許可証の再交付を申請する場合	国又は地方公共団体が公益のため直接道路を使用する場合に限る。したがって、請負人等国又は地方公共団体から事業を委託された者が当該事業に関して道路を使用する場合及び国又は地方公共団体が特定の利益を目的として道路を使用する場合は、免除の対象としない。
学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校が教育目的のために道路を使用することについて許可を申請する場合又は許可証の再交付を申請する場合	学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校をいい、国立、公立、私立を問わない。 なお、保育園については、幼稚園に準じて手数料を免除する。
公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)に基づく選挙のために道路を使用しようとする者が当該許可を申請する場合又は許可証の再交付を申請する場合	公職選挙法に基づく選挙の範囲は、次のとおりである。ただし、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)に基づく財産区の議会の議員、農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)に基づく農業委員会の委員及び漁業法(昭和 24 年法律第 267 号)に基づく海区漁業調整委員会の委員の選挙で、公職選挙法の準用を受ける行為については、同法に基づく選挙とみなす。 ア 衆議院議員の選挙 イ 参議院議員の選挙 ウ 地方公共団体の議会の議員の選挙 エ 地方公共団体の長の選挙
知事が特に必要があると認めるとき	(1) 国又は地方公共団体の事務に協力する者が、公益目的のため道路を使用する場合 国家行政組織法(昭和 23 年法律第 120 号)第 4 条及び地方自治法第 2 条第 2 項に規定する事務に直接協力する法人又は団体が、当該事務に協力する行為のため直接道路を使用する場合に限る。 (例示)

		<p>ア 交通安全運動、防犯運動、防火運動等の普及宣伝活動</p> <p>イ 防犯、防災、救護等の訓練</p> <p>ウ 清掃活動、消毒活動、美化活動及び公害の防止活動</p>
(2) 社会福祉を目的とする者が、その目的のため道路を使用する場合		<p>社会福祉法(昭和26年法律第45号)に基づく社会福祉法人又は日本赤十字法(昭和27年法律第305号)に基づく日本赤十字社及びこれらに直接協力する法人又は団体が、社会福祉を目的とする行為のため直接道路を使用する場合に限る。</p> <p>(例示)</p> <p>ア 赤い羽根共同募金等公益性の高い募金活動を行う場合</p> <p>イ 献血、検診及びこれらの普及宣伝活動を行う場合</p> <p>ウ 大規模災害等に対する救援募金活動を行う場合</p>
(3) 天災地変等に伴う緊急復旧作業のため道路を使用する場合		<p>天災地変等の発生時における緊急の災害復旧工事及び交通信号機、道路標識その他道路の附属物又は電気、電気通信、水道、ガスその他の公益事業の施設の維持、管理に関し危険防止のため緊急復旧作業を行う場合に限る。</p>
(4) 行進及び集団示威運動のため道路を使用する場合		<p>行進及び集団示威運動に関する条例(昭和24年岡山市条例第42号)第1条に規定する行進及び集団示威運動並びに岡山県道路交通法施行細則(昭和35年岡山県公安委員会規則第6号)第12条第10号に規定する集団行進を行う場合に限る。</p>